

令和6年度

協会誌

島根県バレーボール協会

全国大会試合結果上位チームの報告

下記ご報告いたします。

【小学生大会：伯太クラブジュニア】

第 43 回 全日本バレーボール小学生大会 全国大会

開催期間：2023年8月7日～10日

開催場所：東京体育館ほか2県5会場

主催：公益財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、読売新聞社

対象チーム：伯太クラブジュニア

カテゴリー：女子の部

試合結果：ベスト8

試合内容：1日目（8日） vs 大内西（栃木）2（21-16, 21-12）0 勝利

vs 城山下多度（岐阜）2(21-12,21-12)0 勝利

2日目（9日） vs 矢作（神奈川）2（21-14, 21-13）0 勝利

vs 軽米（岩手）2(21-19,21-11)0 勝利

vs 江南（宮崎）2(7-21,21-19,15-13)1 勝利

3日目（10日） vs 小岩クラブ（東京）0（10-21, 7-21）2 敗退

※小岩は優勝しました。

ホームページ：[第43回全日本小学生大会 | 国内大会 | 公益財団法人日本バレーボール協会 \(jva.or.jp\)](#)

【ヴィンテージ：排球遊民】

第 14 回全国ヴィンテージ 8's 交流大会

開催期間：2023年10月6日～8日

開催場所：函館アリーナ他4会場

主催：公益財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、読売新聞社

対象チーム：排球遊民

カテゴリー：男性50歳以上の部（令和5年4月1日現在で満50歳以上の選手）

試合結果：Aトーナメント 優勝

試合内容：1日目（7日） vs GODZILLA（埼玉）2（21-16, 21-11）0 勝利

Vs ぐりもり（滋賀）2(17-21,21-16,21-11)1 勝利

2日目（8日） 準決勝 vs S・T・S（静岡）2（10-21,21-18, 21-16）1 勝利

決勝 vs OKAYA.（長野）2(21-16,20-22,21-19)1 勝利

ホームページ：[第14回全国ヴィンテージ8's交流大会 | 国内大会 | 公益財団法人日本バレーボール協会 \(jva.or.jp\)](#)

報告者：富山雅樹

令和6年度島根県バレーボール協会表彰者一覧

<チーム表彰>

安来高校（女子） 第77回全日本バレーボール高等学校選手権大会

ベスト8（島根県勢40年ぶり）

松江高専（男子） 第59回全国高等専門学校体育大会バレーボール競技

優勝（5年ぶり11回目）

松江高専（女子） 第59回全国高等専門学校体育大会バレーボール競技

優勝（3年ぶり7回目）

島根県（バシレイア） 第78回国民スポーツ大会中国ブロック大会バレーボール競技

成年男子 第1位（初）

八雲ブルーホープス（男子）

第38回小学生バレーボール中国大会

Aクラス優勝（初）

<個人表彰>

島根県バレーボール協会

顧問 安藤文雄

日本バレーボール協会功労者表彰受賞

JOC選抜体力データ（男子）

	氏名	学校名	身長 (cm)	体重 (kg)	3回跳 (cm)	片手指 高 (cm)	両手指 高 (cm)	BJ (c m)	BJ 到達点 (cm)	RJ (cm)	最高 到達点 (cm)	9m 3往復 走 (秒)	バレー ボール 指数
1			174.4	63.2	800	223	220	62	282	85	308	12.4	74.6
2			172.6	54	695	220	218	43	261	65	285	13.1	42.6
3			175.5	55	755	225	222	60	282	80	305	12.7	72.9
4			177.5	62	787	229	224	51	275	62	291	13.3	58.4
5			171.4	54	790	223	218	70	288	87	310	13.1	79.0
6			166	50	680	213	210	51	261	67	280	12.8	37.6
7			166.2	44.4	705	213	209	50	259	76	289	13.4	42.4
8			181.8	50.5	749	233	230	62	292	74	307	12.7	84.5
9			177.6	60	770	230	226	58	284	80	310	12.5	78.9
10			161.3	53	725	206	205	48	253	72	278	14.3	29.9
11			177.7	55	709	227	217	63	280	65	292	13.5	62.9
12			175.5	60	791	224	222	65	287	86	310	13.3	80.2
平均			173.1	55.1	746.3	222.2	218.4	56.9	275.3	74.9	297.1	13.1	

JOC選抜体力データ（女子）

	氏名	学校名	身長 (cm)	体重 (kg)	3回跳 (cm)	片手指高 (cm)	両手指高 (cm)	BJ (cm)	BJ 到達点 (cm)	RJ (cm)	最高 到達点 (cm)	9m 3往復走 (秒)	バレー ボール 指数
1			175.7	58	658	225	221	35	256	50	275	14.2	65.1
2			170.9	50.4	585	213	211	34	245	48	261	14.2	44.3
3			170.5	57.3	615	213	210	42	252	57	270	14.4	56.3
4			170.2	49.9	508	218	213	35	248	48	266	14.4	50.1
5			170.2	60.1	635	226	221	32	253	45	271	13.9	57.7
6			168.2	57.3	710	217	215	40	255	60	277	13.7	63.1
7			167.4	57	650	206	205	45	250	65	271	14.2	54.6
8			166.1	45.4	746	213	208	42	250	57	270	13.9	53.4
9			156.9	45	669	193	191	51	242	66	259	13.8	37.1
10			156.6	45	661	193	190	40	230	62	255	13.7	25.9
11			155.8	52	628	195	193	37	230	57	252	14.1	23.6
12			150.9	48	640	186	185	45	230	66	252	14.1	22.9
平均			165.0	52.1	642.1	208.2	205.3	39.8	245.1	56.8	264.9	14.1	46.2

国スポ少年体力測定（男子）

	氏名	学校名	身長 (cm)	体重 (kg)	3回跳 (cm)	片手指高 (cm)	両手指高 (cm)	BJ (cm)	BJ 到達点 (cm)	RJ (cm)	最高 到達点 (cm)	9m 3往復走 (秒)	バレー ボール 指数
1			182	60.3	800	234	231	72	303	89	323	13.64	104.9
2			182.4	60.5	800	233	228	62	290	77	310	13.13	85.6
3			183.2	67.4	820	237	235	65	300	88	325	13.30	104.8
4			183.4	72	810	237	228	67	295	76	313	13.13	92.1
5			178.5	65	830	232	228	77	305	91	323	13.48	104.3
6			179.3	69.5	860	228	225	78	303	87	315	13.00	97.4
7			169	56.5	700	215	213	62	275	80	295	14.50	58.4
8			175.6	69.5	790	227	224	74	298	86	313	13.35	90.3
9			175.4	62.8	770	223	224	71	295	87	310	13.04	85.9
10			183	69.5	810	232	230	75	305	88	320	13.15	104.7
11			163.9	57.3	885	204	201	69	270	91	295	13.00	53.3
12			170.5	56.7	830	215	215	78	293	100	315	13.00	85.6
平均			177.2	63.9	808.8	226.4	223.5	70.8	294.3	86.7	313.1	13.31	88.9

国スポ少年体力測定（女子）

No.	氏名	学校名	身長 (cm)	体重 (kg)	3回跳 (cm)	片手指高 (cm)	両手指高 (cm)	垂直跳	BJ (cm)	BJ 到達点 (cm)	RJ (cm)	最高 到達点 (cm)	9m 3往復走 (秒)	バレー ボール 指数
1			173.2	66.7	736	220	219	64	56	275	75	295	13.45	93.1
2			170.9	64.5	675	220	218	49	43	261	58	278	14.25	69.3
3			170.7	61.0	695	220	218	52	49	267	63	283	13.94	77.9
4			171.0	60.5	710	218	216	56	47	263	64	282	14.26	75.0
5			169.0	63.5	682	219	215	53	55	270	68	287	14.30	82.2
6			160.0	48.0	658	205	200	50	47	247	57	262	13.46	43.7
7			160.4	58.0	627	205	203	40	40	243	45	250	13.72	32.1
8			155.8	58.5	765	201	200	64	63	263	72	273	13.46	63.0
9			164.4	66.5	570	210	205	35	42	247	40	250	14.41	36.0
10			163.6	58.5	635	210	210	52	45	255	64	274	13.64	59.2
11			147.9	45.1	660	188	187	55	46	233	65	253	13.81	25.1
12			162.1	60.3	620	212	207	50	46	253	60	272	14.17	55.7
平均			164.1	59.3	669.4	210.7	208.2	51.7	48.3	256.4	60.9	271.6	13.9	59.4

令和6年度寄付金・協賛金

<寄付金>

会賓 井山 充弘 (故)
会長 岸本 強
副会長 仲佐 久子
副会長 安藤 文雄
副会長 大国 浩志
副会長 石飛 誠治
副会長 熊谷 一二三
顧問 小島 博野
顧問 青砥 二郎
参与 園山 静吉

<賛助金>

中学連盟
浜田市バレーボール連盟
中谷 壮志
伊藤 篤

令和5年度寄付金・協賛金

<寄付金>

名誉会長 大森 栄二
会長 岸本 強
副会長 仲佐 久子
副会長 田中 健久
副会長 石飛 誠治
副会長 熊谷 一二三
顧問 青砥 二郎
参与 園山 静吉
参与 渡部 章
監事 恩田有二

<賛助金>

浜田市バレーボール連盟
伊藤 篤

島根県バレーボール協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は島根県バレーボール協会と称する。

(事務局)

第 2 条 本協会の事務局は会長の定めた地に置く。

(組 織)

第 3 条 本協会は島根県在住のクラブ実業団バレーボール連盟、ママさんバレーボール連盟、大学バレーボール連盟、高体連バレーボール専門部、中学バレーボール連盟、小学生バレーボール連盟、ビーチバレー連盟、ソフトバレーボール連盟、ヤングバレーボール連盟及び市郡町村バレーボール連盟（協会）、並びにこれらの競技団体に準ずる競技団体をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本協会は財団法人日本バレーボール協会に所属し県内に所在するバレーボール競技団体を統括し、相互の連携及び親睦並びにバレーボールの技術の向上、普及振興を図ると共に県民の体力向上と社会性の育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 バレーボール競技会の開催
- 2 競技技術、審判技術の向上に関する研修会及び普及と強化に関する企画と講習会の開催
- 3 本協会を組織する競技団体相互の連携及び指導
- 4 優秀な成績を収めたチーム・優秀選手及び本協会発展に顕著な功績のあった団体・個人の表彰
- 5 財団法人島根県体育協会との連絡、連携及び島根県スポーツの振興
- 6 その他本協会の目的を達成する事項

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 6 条 本協会に次の役員を置く。

- | | | |
|------------------|-----------------|--------------|
| 1 会 長 (1 名) | 2 副 会 長 (若干名) | 3 顧 問 (若干名) |
| 4 参 与 (若干名) | 5 理 事 長 (1 名) | 6 副理事長 (若干名) |
| 7 常任理事 (若干名) | 8 理 事 | 9 専門部長 (7 名) |
| 10 日本協会評議員 (1 名) | 11 県体協代議員 (1 名) | 12 監 事 (2 名) |
- 2 名誉会長を置くことができる。
 - 3 会賓を置くことができる。
 - 4 統括アドバイザーを置くことができる。
 - 5 理事長補佐を置くことができる。

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は次の通りとする。

- 1 会長及び副会長は選考委員会の推挙により理事会で承認する。（同時に理事となる）
- 2 理事長及び副理事長は常任理事のうちから選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 常任理事は理事のうちから選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 理事は本協会を組織する団体の代表、及び選考委員が選出し会長が委嘱した者とする。
- 5 監事は選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 6 顧問・参与は選考委員会の推挙により理事会で承認を経て会長が委嘱する。
- 2 名誉会長・会賓は選考委員会の推挙により理事会で承認を経て会長が委嘱する。
- 3 統括アドバイザーは選考委員会の推挙により理事会で承認を経て会長が委嘱する。
- 4 理事長補佐は選考委員会の推挙により理事会で承認を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本協会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは代行する。
- 3 顧問、参与は本協会の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 理事長は本協会の業務を統括し、掌理執行する。

- 5 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは代行する。
- 6 常任理事は次のことを行う。
 - (1) 常任理事会を組織し、本規約及び総会から付託された事項を協議決定する。
 - (2) 理事会、常任理事会の決定事項及び専門部の業務を分担し執行する。
- 7 理事は次のことを行う。
 - (1) 理事会を構成し、本規約に基づく事項を審議決定する。
 - (2) 専門部の業務を分担し執行する。
- 8 専門部長は部会を運営し、事業の推進にあたる。
- 9 日本協会評議員は本協会を代表し日本協会評議員会の議事を審議する。
- 10 県体協代議員は本協会を代表し県体協代議員会の議事を審議する。
- 11 監事は本協会の会計を監査する。
- 12 統括アドバイザーは協会の運営に対して指導・助言を行う。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。但し、再任することができる。
- 2 役員が欠けたときは原則として補充するが、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは引き続き職務を行う。

(役員解任)

- 第10条 役員が次の各号の何れかに該当するときは常任理事会の議を経て解任することができる。
- 1 本人の都合で辞意を申し出たとき。
 - 2 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - 3 役員としてふさわしくない行為のあったとき。

(各種専門部)

- 第11条 本協会の事業を推進するために次の専門部を設け、それぞれの事項を研究協議し、執行する。
- 1 総務部 事務局を担当し、本協会の庶務と経理を掌理・執行する。
 - 2 企画広報部 イベントと広報活動を企画運営する。
 - 3 競技部 競技に関すること及び競技会の準備運営。
 - 4 強化部 上位チームの強化育成。
 - 5 指導普及部 一般チームの普及と競技技術の向上（巡回指導・指導者講習会開催・派遣研修）。
 - 6 科学研究部 (1) 科学的トレーニング、スポーツ科学等に関する情報処理及び各種委員会、講習会、研修会への情報提供。
(2) チーム及び選手の体力測定等の実施とデータ処理。
 - 7 審判部 審判技術の向上と普及・養成（研修会開催・派遣研修）。

第4章 会 議

(種別)

- 第12条 会議は理事会、常任理事会及び専門部長会並びに各専門部会とする。
- 2 理事会は本協会理事、常任理事会は常任理事、専門部長会は理事長、副理事長と各種専門部長をもって構成する。また、専門部長会において理事長が必要と認めるときは、組織する団体の代表者及び構成員以外の者を出席させることができる。各種専門部会は別に定める部員をもって構成する。

(理事会)

- 第13条 理事会は最高の議決機関とする。
- 2 理事会は年1回開催する。但し、会長が必要と認めるとき、また常任理事会の要求があったとき会長は臨時に理事会を召集しなければならない。
 - 3 理事会は会長が召集し、議長は理事の互選によって定める。

(理事会の決定事項)

- 第14条 理事会は次の各号に関する事項を決議する。
- 1 予算に関すること。
 - 2 決算の承認に関すること。
 - 3 事業に関すること。
 - 4 役員選任に関すること。
 - 5 本規約及び同細則の改廃に関すること。
 - 6 その他重要案件に関すること。

(常任理事会)

- 第15条 常任理事会は必要に応じ理事長が召集する。常任理事の3分の1以上の要求があれば理事長は召集しなければならない。
- 2 常任理事会の議長は会議毎に決定する。
 - 3 常任理事会は次の各号に関する事項を協議する。
 - 1 理事会の議案に関する事項。
 - 2 理事会の決定事項の運営に関する事項。

- 3 緊急を要する事項の決定に関する事項。但し、理事会の決議事項に係わる事項については決議後、最初に開催された理事会で承認を得なければならない。
- 4 各種専門部会の事業計画の承認に関する事項。
- 5 資格認定等に関する事項。
- 6 その他必要な事項。

(専門部長会)

第16条 専門部長会は随時開催し、各会議の議事を立案する。また、緊急を要する事項について審議する。

(実行委員会)

第17条 特別の事業を実施するときは、実行委員会を組織することができる。

(議事録)

第18条 会議の議事については議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は庶務担当者が作成し、議長及び議長が指名した他の1名が確認し署名しなければならない。

第 5 章 会 計

(財 産)

第19条 本協会の財産は次のものとする。

- 1 基本財産
- 2 運用財産 (1)分担金及び参加料 (2)配賦金 (3)補助金 (4)寄付金 (5)賛助金 (6)事業に伴う収入 (7)その他

(支 弁)

第20条 本協会の経費は原則として運用財産をもって支弁する。

(収支予算)

第21条 本協会の収支予算は一般会計予算と特別会計予算とする。

(剰余金の処理)

第22条 本協会の収支決算に剰余金があるときは翌年度に繰越する。但し、理事会の議決により基本財産に繰り入れることができる。

(会計年度)

第23条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 規 約 の 変 更

(規約の改廃)

第24条 本協会の規約を改廃するときには理事会において承認されなければならない。

第 7 章 雑 則

(書類・帳簿)

第25条 本協会に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- 1 収支予算書・収支決算書・会計帳簿・備品台帳・領収書綴
- 2 理事会及び常任理事会の議事に関する書類
- 3 その他必要な書類

(旅費・慶弔)

第26条 役員の旅費に関する事項並びに本協会役員とその配偶者及び家族の慶弔は別に定める。

(細 則)

第27条 本協会規約に定めるほか、本協会の事業運営上必要な細則は理事会の議を経て別に定める。

- 2 細則の改廃は本規約に準拠する。

附 則

本規約は昭和24年3月1日より施行する。

昭和44年 3月 1日 一部改正

昭和60年 3月 1日 一部改正

平成 4年 3月 1日 一部改正

平成12年 3月 1日 一部改正

平成15年 4月27日 一部改正

平成18年 4月22日 一部改正

平成19年 4月21日 一部改正

平成20年 4月26日 一部改正

平成21年 4月25日 一部改正

平成23年 4月23日 一部改正

令和 6年 4月27日 一部改正

島根県バレーボール協会表彰規程

(目 的)

第1条 本協会はバレーボールの振興を図るために、本規程に従い表彰を行なう。

(選 考)

第2条 表彰は選考委員会において選考し、常任理事会で承認された者に対して会長が行なう。

(対 象)

第3条 表彰をされるべき対象は、次の各号の一つに該当する者とする。

- 1 優秀な成績を挙げた選手及びチーム
- 2 卓抜した指導力を有し、その功績顕著なる指導者
- 3 本協会に貢献した功労者

(表 彰)

第4条 表彰は表彰状に副賞を添えて行なう。

(推 薦)

第5条 本協会は、日本協会及び県体育協会並びに官庁・団体・事業体が行なう類似の行為に対し本協会に属する事項に関して該当者及び該当チームを推薦することができる。この推薦は専門部長会の審議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成12年3月1日から施行する。

平成18年 4月22日 一部改正

島根県バレーボール協会慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、島根県バレーボール協会（以下協会という）における慶弔に関して必要な基準を定める。

(基 準)

第2条 下表を基準にし、特別な場合は会長が変更するものとする。

(特別な場合の代行)

第3条 第2条を示す事項のうち、緊急に処理する必要があるものについては、会長承認のうえ理事長が変更する。

(対 象)

第4条 対象を、役員1（名誉会長・会賓・会長・副会長・顧問・参与・監事・理事長・副理事長・専門部長）、役員2（常任理事・専門部員）とする。

第5条 この規定に定めるほか、特別に会長が認めた者とする。

慶 弔 の 基 準 表

	区	分	相当品
役員1の死亡	遺族に対し	弔 電	会長名
		弔慰金	1万円
		生花又は花輪	1万5千円
父母、配偶者、実子	役員1に対し	弔 電	会長名
		生花又は花輪	1万5千円
役員2の死亡	遺族に対し	弔 電	会長名
		弔慰金	1万円
		生花又は花輪	1万5千円
父母、配偶者、実子	役員2に対し	弔 電	会長名

附則

この規程は、平成12年 3月 1日から施行する。

平成18年 4月22日 一部改正

平成29年 4月29日 一部改正

令和 5年 4月19日 一部改正

島根県バレーボール協会旅費規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定は、業務のため出張旅行のする島根県バレーボール協会役員等に支給する旅費に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するものとする。

2 役員等に対して支給する旅費に関しては、他に定める場合を除きこの規定による。

(旅費の支給)

第 2 条 役員が出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。

(旅費の区分)

第 3 条 旅費を区分して、県内出張の旅費及び県外出張の旅費とする。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、次の通りとする。

1 県内出張の場合、鉄道賃、船賃、車賃、日当とする。

2 県外出張の場合、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、宿泊料、日当とする。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。業務上の必要または天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現状によった経路及び方法によって計算する。

第 6 条 旅費計算用の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

(旅費の請求)

第 7 条 旅費の支給を受けようとする者は、本人もしくは所属専門部長が本協会総務部会計に請求するものとする。

2 概算払いによる旅費の支給を受けた者で旅費追給、もしくは返済を必要とする者は、当該旅行が完了した日から 14 日以内に旅費の精算をしなければならない。

(日当の支給)

第 8 条 役員が出張した場合、また協会業務に携わった場合

1 日 2,000 円、半日 1,000 円の日当を支給する。

第 2 章 県内出張の旅費

(県内出張の旅費)

第 9 条 県内出張の旅費については、開催地より片道 50 Km 以上の地域にあっては旅費を支給する。

(鉄道賃)

第 10 条 鉄道賃は、普通旅客運賃の料金とする。

(船賃)

第 11 条 船賃は、船舶旅客運賃 2 等の料金とする。

(車賃)

第 12 条 車賃は、実費支給とする。

(宿泊料)

第 13 条 宿泊料は、一泊 5,000 円を限度とする。

第 3 章 県外出張の旅費

(県外出張の旅費)

第 14 条 県外出張の旅費については、実費支給とする。

2 主催者から旅費等の補助支給がある場合は、補助支給額を超えた実費分を支給する。

(鉄道賃)

第 15 条 鉄道賃は、普通旅客運賃と特急料金の料金とする。

(航空賃)

第 16 条 航空賃は、緊急用務もしくは業務のため必要があると認められる場合に、それぞれ現に支払う旅客運賃による。

(船賃)

第 17 条 船賃は、船舶旅客運賃 2 等の料金とする。

(車賃)

第 18 条 車賃は、実費支給とする。

(宿泊料)

第 19 条 宿泊料は、一泊 7,000 円を限度とする。

第 4 章 旅費の調整

(旅費の調整)

第 20 条 会長は、出張目的の性質上、または出張先の実情、その他特別の事情により、この規定による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額または増額することができる。

第 21 条 この規定に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 25 日 一部改正

平成 23 年 4 月 23 日 一部改正

令和6年度島根県バレーボール協会役員

名誉会長	大森 栄二
------	-------

会 賓	石原 正巳
会 賓	石井 美己
会 賓	山川 萬
会 賓	河原 良雄
会 賓	勝部 治久
会 賓	佐伯 友朗
会 賓	井山 充弘
会 賓	荊尾 俊
会 賓	石橋 宣治

--

会 長	岸本 強
-----	------

副会長	仲佐 久子(ママ)
副会長	田中 健久(ソ)
副会長	伊藤 尚史(高)
副会長	石倉 一男(中)
副会長	大国 浩志(小)
副会長	石飛 誠治(出)
副会長	熊谷一二三(浜)

顧 問	小島 博野
顧 問	仲谷 毅
顧 問	安藤 文雄
顧 問	青砥 二郎

参 与	園山 静吉
参 与	渡部 章
参 与	山中 清恵

理 事 長	村上 享	高
-------	------	---

副理事長	持田 康史	ク
副理事長	岩田将太郎	高
副理事長	細田 泰久	中
副理事長	宮廻 繁	小
理事長補佐	藤村 治	特
理事長補佐	中谷 壮志	特

常任理事	合田 勝弘	総務
常任理事	宍戸 秀明	競技
常任理事	吉田 利幸	企広
常任理事	田中 幹也	強化
常任理事	青木 護	指導
常任理事	伊原 満定	審判
常任理事	玉木 史朗	科研
常任理事	古志野 知子	ママ
常任理事	富山 雅樹	小
常任理事	福原 大樹	ピ
常任理事	長瀬 博	ソ
常任理事	小林 剛	ヤ
常任理事	小林 勝則	安
常任理事	原田 守	松
常任理事	福間 守	雲
常任理事	伊藤 篤	出

監 事	恩田 有二
監 事	安達加奈子

体協協議員	村上 享
日バ評議員	村上 享

理 事	恩田 保	ク	実
理 事	吉岡 和幸	ク	実
理 事	石田 聡	ク	実
理 事	江角 芳樹	ク	実
理 事	河原 隆	ク	実
理 事	西尾 進	ク	実
理 事	種田 恵子	ク	実
理 事	安達 加奈子	ク	実
理 事	大野 みづえ	ク	実
理 事	坂根 真理	ク	実
理 事	目附 文子	ママ	
理 事	浜松 温美	ママ	
理 事	多根 千登勢	ママ	
理 事	斎藤 澄子	ママ	
理 事	竹崎 靖子	ママ	
理 事	吉岡ひとみ	ママ	
理 事	小原 陽介	高	
理 事	藤原 真介	高	
理 事	石原 恵美子	高	
理 事	杉谷 祐次	高	
理 事	佐野 望	高	
理 事	土井 直紀	高	
理 事	福田 昌司	高	
理 事	矢野 真以	高	
理 事	森川 健一	高	
理 事	佐藤 哲也	高	
理 事	藤原 柳之介	高	
理 事	若槻 太一	高	
理 事	山崎 真伍	高	
理 事	諏訪部 淳	中	
理 事	廣野 克巳	中	

理 事	鶴野 公昭	中
理 事	合田 美香	中
理 事	角 貴之	中
理 事	鈴木 達也	中
理 事	山崎 道久	中
理 事	土井 善浩	中
理 事	坂本 偉太	中
理 事	小早川倫也	中
理 事	今岡 晴美	中
理 事	増井 悠貴	中
理 事	高内 敬介	中
理 事	新井 和	中
理 事	松本純一郎	中
理 事	岡野 善光	中
理 事	山田 真成	中
理 事	林 久美子	中
理 事	西村 久美	中
理 事	川島 雅	中
理 事	中山 裕貴	中
理 事	本田 和隆	小
理 事	福富 雅英	小
理 事	藤田 厚則	小
理 事	山根 毅	小
理 事	富山 雅樹	小
理 事	兒島 智和	小
理 事	堀江 昌史	小
理 事	岩田 則男	小
理 事	高下 克己	ピ
理 事	藤原 将己	ピ
理 事	昌子 満	ソ
理 事	守田 知文	ソ

理 事	佐々木 幸治	ソ
理 事	野田 忠雄	ソ
理 事	山田 泰久	ソ
理 事	野々村 紀彦	安
理 事	恩田 有二	松
理 事		雲
理 事	岸田 誠司	出
理 事	石川 浩司	浜
理 事	前島 和幸	東出雲
理 事	泰中 一志	奥出雲
理 事	那須 久司	飯南
理 事	福富 雅英	大田
理 事	山城 昇	江津
理 事	檜高 幸助	美郷
理 事	柳川 修司	邑南
理 事	三浦 美幸	益田
理 事		津和野
理 事	堀 恭輔	吉賀
理 事	河内 正成	西ノ島
理 事	保野 昌和	海士
理 事	崎 博一	知夫
理 事	野津 雅人	隠岐の島
理 事	三島 桜子	会

専門部 ◎部長

総務部	◎合田勝弘	大國晴吾[主事]	佐野 望(高)	足立将太(高)
企画広報部	◎吉田利幸	原 浩太(中)	山内準司(ク)	門脇俊和(中)
競技部	◎宍戸秀明	吉岡和幸(ク)	藤村 治(中)	若槻太一(高)
強化部	◎田中幹也	山崎真伍(高)	井上明子(ママ)	鳥屋啓二(高)
指導普及部	◎青木 護	鈴木達也(中)	中 裕美(中)	土井健瑠(中)
審判部	◎伊原満定	三浦 稔(中)	上野城将志(高)	妹尾真人(中)
科学研究部	◎玉木史朗	佐藤 城(高)	土江哲司(中)	兒島智和(小)
国スポ 推進室	福井秀樹	井山俊一	中谷壮志	岸田誠司
	藤江哲哉	山内準司	宍戸秀明	藤原弘行